

論点	検討の方向性
(論点4-3) 満期保有目的の債券 の売却について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」(局長通知)において、満期保有目的の債券を「一部」売却した場合の取り扱いについて規定しているが、 <u>「全部」を売却した上で変更を行った年度及びその翌年度において取得した場合には、満期保有目的の債券として処理している事例があるため、全部の売却を想定した規定が必要ではないか。</u>

当該事務局案へは賛成です。加えて、非営利法人の組織特性を踏まえて、昨今の当該会計処理の取扱いについての意見を申し上げます。財務報告目的を設定することにより、以下の理由付けは可能になると考えられます。

企業会計の目的:

満期保有目的の債券が取得価額をもって貸借対照表価額として認められる前提である「満期まで保有する積極的な意思と能力」という区分要件を厳格に担保し、ひいては経営者による恣意的な区分変更による損益調整を抑止する趣旨による。このような処理は、企業会計基準委員会から、平成20年12月5日に公表された実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」によって導入されたものであり、それ以前の商法及び企業会計原則の下では、有価証券は保有の意図に応じて区分され、保有目的の変更に伴い残余の有価証券を一律に振り替えるような取扱いは設けられていなかった。

非営利組織の財務報告目的:

分配可能利益等の測定・報告を目的とする企業会計とは異なり、主たる情報利用者による意思決定有用性と、受託した資源が組織目的及び使途の拘束に従って適切に保全・運用されているかを示すステewardシップに基づく説明責任を中核とする。通常、分配可能利益という概念がなく、株価等を通じた外部からの利益創出の圧力も働きにくいから、企業会計における措置が前提とする損益調整の誘因は、そもそも乏しい。

非営利組織が保有する有価証券は、寄附・補助金等により受け入れた資源を安全に保管・運用するために取得され、取得時から償還期限まで保有して利息収入と元本の回収を図る満期保有目的の債券が中心であって、時価の変動による利益を狙って一時的に保有する売買目的有価証券は例外的である。

資源提供者の関心も、評価差額を期間損益に反映させることよりも、資源が組織目的や指定された使途に従って安全に保全・運用されているかにある。

加えて、有価証券の取得・売却・買換えは、理事会又は評議員会が承認した運用方針の枠内で行われ、その執行状況は監事による監査(会計監査人を置く組織にあつては会計監査人による監査を含む)を通じて検証される。

非営利組織においては、前記のとおり利益操作の誘因が乏しいことから、満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合であっても、企業会計と同様の一律の措置を及ぼす必要性は、組織の目的からあまり高くはないとも考えられる。時価情報の開示で十分な情報提供になると考える。

今後の参考としていただきたい。

以 上

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
	令和 6 年12月	2019 年（平成31年） 7 月18日	令和 6 年 1 月31日
財務報告の目的について			
I 財務報告の目的 社会福祉法人の組織の特性 1. 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人である。ここでいう社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護等）をいい、社会福祉法人は、地域の福祉向上に貢献する役割を担っている。 社会福祉法人は、営利を目的とせず、得られた収益は社会福祉事業に充てることが求められる。	I 財務報告の目的 公益法人の組織の特性 1. 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）は、民間の公益活動によって、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的として、認定法に基づく認定を受けて公益目的事業を行う非営利の一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）である。 （※このほか、本会計基準では、一般法人のうち公益目的支出計画を実施しているもの（移行法人）及び公益認定申請をするものも対象としており、以下ではこれらの法人も含めて公益法人という。）	I 総論 報告組織 非営利組織の組織目的 12. 非営利組織は、一般に寄附者、補助金及び助成金等の提供主体等から資源提供を受け、これを主な財政的基盤として活動する。資源提供者から組織に提供された資源は、当該組織の目的を達成するための活動に利用される。	第2 学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方 5. 財務報告の目的・機能 ○「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」（令和元年7月18日 日本公認会計士協会）において、財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である」と提言されている。また、「特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考える上で重要な視点である。」とも指摘されている。
2. 社会福祉法人は、非営利法人として、外部の資源提供者から反対給付を伴わない資源提供（設立時の財産の抛却、寄付金、補助金等）を受け、これを主な財政的基盤として、当該法人の組織目的を達成するための活動を行うことが一般的である。	2. 公益法人は、非営利法人として、外部の資源提供者から反対給付を伴わない資源提供（設立時の財産の抛却、寄付金、補助金、会費等）を受け、これを主な財政的基盤として、当該法人の組織目的を達成するための活動を行うことが一般的である。	19. 非営利組織には、資源提供者、債権者、受益者、従業員及びボランティア従事者、地域住民といった多様なステークホルダーが存在する。ステークホルダーは、それぞれ以下のような期待を有している。	○学校法人等に関する財務情報の利用目的を考えると、利害関係人である学生等・保護者等は、特に、学校法人等が継続的に教育研究・社会連携等の活動を行うことができるか、学校法人等が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携等の活動を行っているかに関心があると考えられる。また、資源提供者の観点では、債権の回収可能性や経営状態の健全性、資源の提供目的に沿った教育研究・社会連携等の活動により価値の創造・向上が期待できるかといった点に関心があると考えられる。所轄官庁にとっては、教育研究・社会連携等の活動の継続可能性を把握するための基本的な情報となる。
社会福祉法人には、資源提供者、債権者、受益者、従業員、ボランティア従事者、地域住民、行政庁といった多様なステークホルダーが存在する。このうち、特に、資源提供者（財産抛却者、寄付者、補助金等の提供主体など）が、社会福祉法人における組織目的を達成するための活動の基盤となる重要なステークホルダーとなる。	公益法人には、資源提供者、債権者、受益者、従業員、ボランティア従事者、地域住民、行政庁といった多様なステークホルダーが存在する。このうち、特に、資源提供者（財産抛却者、寄付者、会員、補助金等の提供主体など）が、公益法人における組織目的を達成するための活動の基盤となる重要なステークホルダーとなる。	II 財務報告の目的 意思決定有用性	

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
社会福祉法人における財務報告の目的 3. 資源提供者は、その資源提供を通じて、社会福祉法人の活動による社会的サービスの提供や社会的課題の解決に向けた取組が進められることを期待している。 この資源提供者が、資源提供を行う意思決定をするに当たっては、その対象となる法人が、その資源提供によって実現したい社会福祉事業活動を確実に実施できる財政基盤や事業実績を有しているかを把握するための情報が有用である。 また、提供した資源が、資源提供者の期待する活動の推進に寄与しているか（特に、特定の活動目的のための資源を提供している場合、その活動目的に資源が適切に使用されているか）を把握することは、資源提供者にとって大きな関心事項である。 4. これを法人の側から見れば、組織目的を達成するための資源を獲得するため、資源提供者の意思決定に有用な財務情報を提供することが重要である。また、提供を受けた資源が有効かつ効果的に使用され、資源提供者の期待する社会福祉活動目的の実現に寄与していること（特に、特定の活動目的のために提供された資源がその活動目的のために適切に使用されていること）について、いわば資源の受託者としての説明責任を有していると考えられる。 このように、非営利法人である社会福祉法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することが主要な目的となる。 5. 上記のような寄付者等の直接の資源提供者に加え、社会福祉法人が受けている税制上の優遇措置は、政府への納税行為を通じて間接的に納税者等から財務資源が付託されているものとも考えられることから、資源提供者としては、国民や地域社会も念頭に置く必要がある（行政庁は、こうした国民や地域社会からの付託を受け、法令に基づく審査・監督を担うものであると考えられる。）。こうした広範な資源提供者のニーズを考慮した財務報告を行うことで、資源提供者以外の社会福祉法人のステークホルダーの多様なニーズにも対応していくことにつながるものと考えられる。	公益法人における財務報告の目的 3. 資源提供者は、その資源提供を通じて、公益法人の活動による社会的サービスの提供や社会的課題の解決に向けた取組が進められることを期待している。 この資源提供者が、資源提供を行う意思決定をするに当たっては、その対象となる法人が、その資源提供によって実現したい公益活動を確実に実施できる財政基盤や事業実績を有しているかを把握するための情報が有用である。 また、提供した資源が、資源提供者の期待する活動の推進に寄与しているか（特に、特定の活動目的のための資源を提供している場合、その活動目的に資源が適切に使用されているか）を把握することは、資源提供者にとって大きな関心事項である。 4. これを法人の側から見れば、組織目的を達成するための資源を獲得するため、資源提供者の意思決定に有用な財務情報を提供することが重要である。また、提供を受けた資源が有効かつ効果的に使用され、資源提供者の期待する公益目的の実現に寄与していること（特に、特定の活動目的のために提供された資源がその活動目的のために適切に使用されていること）について、いわば資源の受託者としての説明責任を有していると考えられる。 このように、非営利法人である公益法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することが主要な目的となる。 5. 上記のような寄付者等の直接の資源提供者に加え、公益法人が受けている税制上の優遇措置は、政府への納税行為を通じて間接的に納税者等から財務資源が付託されているものとも考えられることから、資源提供者としては、国民や地域社会も念頭に置く必要がある（行政庁は、こうした国民や地域社会からの付託を受け、法令に基づく審査・監督を担うものであると考えられる。）。こうした広範な資源提供者のニーズを考慮した財務報告を行うことで、資源提供者以外の公益法人のステークホルダーの多様なニーズにも対応していくことにつながるものと考えられる。	主なステークホルダーの非営利組織への期待 資源提供者： 資源提供者は、非営利組織がその目的を達成するための活動に必要な資源を提供する。ここでいう資源提供者には、会員、寄附者、補助金及び助成金の提供主体が含まれ、広くは納税者も含む。 資源提供者は、非営利組織が、その目的の下に公益又は共益的な活動を実施することによって、社会的サービスを供給したり、課題解決に向けた成果を上げたりすることを期待する。 （省略） 18. 非営利組織における財務報告は、主たる情報利用者による意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定有用性）、そして、非営利組織に提供された資源を、どのように利用したかについての説明責任（スチュワードシップとそれに基づく説明責任）を果たすことを目的とする。 スチュワードシップとそれに基づく説明責任 23. また、一部の非営利組織に関しては、税制優遇や補助金等の措置が設けられている場合があるが、こうした場合、当該組織に対して間接的に国民や地域社会から資源が付託されていると捉えることができる。納税者や地域社会に対しても、非営利組織の報告は、付託された資源が制度目的に沿って効率的かつ効果的に利用されていることを広く説明する手段、すなわちスチュワードシップに基づく説明責任を果たすための手段として位置付けることができる。	○そして、私立学校が我が国の教育制度の一端を担っている「公の性質」を有する学校であるという側面からは、私立学校が社会の信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるため、社会の要請に応えつつ、学校法人等自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推進し、透明性を確保することにより、私立学校の公共性等をさらに高めることが期待されており、改正私立学校法にもその趣旨が反映されている。 ○以上を踏まえ、学校法人等の財務報告は、上記のステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するものと考えられる。また、学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資するものである。

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
財務報告における情報ニーズ 6. 財務報告の目的を上記のように認識すると、財務報告が対応すべき情報ニーズは、以下の三つが考えられる。 （資源提供者の意思決定に有用な情報としては①及び②が、資源の受託者としての説明責任に関する情報としては②及び③が、主要な情報ニーズとして想定される。） ① 社会福祉法人の継続的活動能力に関する情報 社会福祉法人が継続的にサービスを提供するための組織基盤に関する情報。組織の経済的資源・債務・純資産に関する情報（ストック情報）がこれに対応する。 ② 社会福祉法人の組織活動（提供サービス及びその有効性・効率性） 社会福祉法人の活動実績（資源獲得・資源投入）などに関する情報。組織の活動実績に関する情報（フロー情報）がこれに対応する。 ③ 資源提供目的との整合性に関する情報 提供された資源が適切に利用されているか、特に、特定の活動目的のために提供された資源が指定された用途に合致・整合した形で利用されているかなどに関する情報。使途制約の課された資源に関する情報、法令に基づく社会福祉法人としての財務に関する情報などがこれに対応する。財務に関するものなど社会福祉法人として法令に基づき開示すべき情報は、社会福祉法等の規定に基づき適切な開示が行われる必要がある。 社会福祉法人の責務としての財務報告 7. 社会福祉法において、「社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。」及び「その福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない。」ことが定められている（第5条）ように、社会福祉法人が財務報告を適正に行うことは、法令に基づく社会福祉法人の適正な運営の基盤となるものである。	財務報告における情報ニーズ 6. 財務報告の目的を上記のように認識すると、財務報告が対応すべき情報ニーズは、以下の三つが考えられる。 （資源提供者の意思決定に有用な情報としては①及び②が、資源の受託者としての説明責任に関する情報としては②及び③が、主要な情報ニーズとして想定される。） ① 公益法人の継続的活動能力に関する情報 公益法人が継続的にサービスを提供するための組織基盤に関する情報。組織の経済的資源・債務・純資産に関する情報（ストック情報）がこれに対応する。 ② 公益法人の組織活動（提供サービス及びその有効性・効率性） 公益法人の活動実績（資源獲得・資源投入）などに関する情報。組織の活動実績に関する情報（フロー情報）がこれに対応する。 ③ 資源提供目的との整合性に関する情報 提供された資源が適切に利用されているか、特に、特定の活動目的のために提供された資源が指定された用途に合致・整合した形で利用されているかなどに関する情報。使途制約の課された資源に関する情報、法令に基づく公益法人としての財務規律に関する情報などがこれに対応する。財務規律に関するものなど公益法人として法令に基づき開示すべき情報は、認定法等の規定に基づき適切な開示が行われる必要がある。 公益法人の責務としての財務報告 7. 認定法において「公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示など、運営の透明性の向上に努めなければならない」ことが定められている（第3条の2）ように、公益法人が財務報告を適正に行うことは、法令に基づく公益法人の適正な運営の基盤となるものである。	財務報告が提供する情報 26. このように、意思決定有用性とステークホルダーに基づく説明責任という財務報告の目的は、①継続的活動能力、②組織活動及び③資源提供目的との整合性という三つの情報ニーズと関連する。そして、これらの情報ニーズを満たすために、非営利組織の財務報告においては、組織の経済的資源・債務・純資産（ストック情報）、活動実績（フロー情報）及びキャッシュ・フローが提供すべき情報となる。さらに、③資源提供目的との整合性という情報ニーズに対応するために、これらのストック情報及びフロー情報に関して、使途制約の課された資源に関する情報提供が重要となる。	

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
リース取引に関する会計処理についての整理			
(吉岡構成員資料参照)	IV 認識及び測定の基準 第4. リース取引 100. リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。 ファイナンス・リース取引 101. リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引という。このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引といい、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引という。ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。 オペレーティング・リース取引 102. オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。	非営利組織モデル会計基準（改訂版） 2025年（令和7年）6月19日 4. リース取引 92. リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。 ファイナンス・リース取引 93. リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引といい、このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引という。 オペレーティング・リース取引 94. オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。	

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
	III 固定資産関係 第1. リース関係 ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理 運18. ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理は以下の通りである。 (1) リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。 (2) リース資産とリース債務の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を除する方法による。 (3) 当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。 (4) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。 (5) 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うことができる。 ファイナンス・リース取引の表示 運19. 貸借対照表の表示は以下のとおりとする。 (1) リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。 (2) リース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱い 運20. リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、以下の方法によることができる。 (1) リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除せず、支払利息は計上しない。 (2) 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用する。	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理 96. リース取引開始時の会計処理については、以下のとおりである。 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、重要性が乏しい場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。 (2) リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額等が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。 ファイナンス・リース取引の表示 100. 貸借対照表の表示は以下のとおりとする。 (1) リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。 (2) リース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。	

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
	少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い 運21. リース期間が1年以内である、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下である等、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。 ファイナンス・リース取引の注記 運22. ファイナンス・リース取引で、売買取引に係る方法に準じて処理を行った場合には、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。 オペレーティング・リース取引の会計処理 運23. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。 オペレーティング・リース取引の注記 運24. オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。	ファイナンス・リース取引の注記 101. ファイナンス・リース取引で、売買取引に係る方法に準じて処理を行った場合には、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。 オペレーティング・リース取引の会計処理 102. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。 オペレーティング・リース取引の注記 103. オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、1年内のリース期間に係るものと、1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。	

社会福祉法人会計基準（案）	公益法人会計基準・公益法人会計基準の運用指針 等	非営利組織における財務報告の基礎概念	学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書
	公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会） 令和6年12月18日 2 各論点について (4) 認識及び測定の基準 ＜リース取引＞ ④ 会計処理について リース取引に関して今後、企業会計において新リース基準の適用時期等が決定された場合には、変更されるのか、また、今後の企業会計基準委員会等の会計基準の公表に合わせて、公益法人の会計に取り入れていくにあたってどのような対応を予定しているのか、といった意見があった。 結果として、リース取引は従来の取扱いを記載し、新リース基準の内容を公益法人の会計基準に反映するか否かについては、今後の検討結果によることとし、必要があれば、改正を検討していくことが確認された。 【基準第4、指針18-24】	モデル会計基準関係での追加案 企業会計（リースに関する会計基準）では、国際的な比較可能性の確保と将来キャッシュ・フローの予測及び財務レバレッジの評価という投資家の情報ニーズに応えることを主眼とする。 これに対し、非営利組織の主たる情報利用者である資源提供者及び債権者の関心は、①継続的活動能力、②組織活動及び③資源提供目的との整合性にあり（基礎概念第26項）、財務報告に期待されるのは、託された資源が定款上の目的や指定された用途に沿って適正に使われたかを示すことに主眼がある。リース取引についても、当期に費消した用役の対価を活動実績として示すという従来のリース会計基準による情報によって、これらの情報ニーズは基本的に充足される。将来のリース料の支払に関する情報は、継続的活動能力及び財政状態の把握に必要な範囲で注記等により示されれば足り、これを財務諸表本体に網羅的に取り込むことまでは求められないと考えられる。また、新リース会計基準が求める対象契約の網羅的な把握、割引率の設定、リース期間の見積り等は専門的な判断を要するものであり、非営利組織にこれを一律に求めることは、得られる便益に見合わない事務負担を生じさせることになる。 以上のことから、モデル会計基準においては、新リース会計基準は適用せず、ファイナンス・リース取引と認められるもののみを売買処理によりオンバランス計上する、従来のリース会計基準を引き続き適用できることとする。	

運：公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月）